

令和元年度

輸出に取り組む優良事業者表彰 エントリー開始!

農林水産祭参加表彰行事

公募期間

6/1 土～
7/31 水

参加費無料



表彰候補

農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体(企業、法人、任意団体等)又は個人
※本表彰は農林漁業者だけでなく、2次産業、3次産業の事業者も対象にしています。

表彰



自薦・他薦
問いません!

※大臣賞受賞者は次年度の農林水産祭(天皇杯)に参加可能

表彰式

2019年11月下旬～12月上旬(東京都内)予定

後援(申請中)

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、
日本政策金融公庫、日本農業法人協会、日本貿易振興機構(JETRO)

応募方法

応募の際はエントリーシートにご記入の上、公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
までご提出ください。応募条件・方法の詳細(応募用紙)は下記URLをご覧ください。
<http://www.ofsi.or.jp/kaigai>

お問い合わせ先

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F

TEL: 03-5809-2176 FAX: 03-5809-2183

応募方法・期間

「令和元年度輸出に取り組む優良事業者表彰応募申込書(以下のホームページからもダウンロードできます。)」に必要事項を記入の上、令和元年7月31日(水)までに「輸出に取り組む優良事業者表彰」事務局(公益財団法人 食品等流通合理化促進機構)まで送付してください。

なお、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によりお送りください。また、お送りいただいた応募に関する書類は返却いたしません。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F

ホームページより様式をダウンロードできます
<http://www.ofsi.or.jp/kaigai>



下記の書類を募集期間中に
事務局まで送付してください。

- ※①輸出に取り組む優良事業者
表彰応募様式書
- ※②写真(取組内容がわかる写真)
- ③取組内容を記載した関係資料
- ④会社等の概要がわかるパンフレット
(ある場合)
- ※必須



審査

学識経験者・有識者からなる「輸出に取り組む優良事業者表彰審査委員会」を設置し、下記の「輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準」により審査委員が選考を行います。なお、選考に関する、経緯、経過については公表いたしません。

輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準

審査項目	選賞基準(審査の視点)
輸出規模	輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	輸出事業者における輸出額、量、品目等が増加しているか 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか 輸出を可能にするための商品開発・技術革新が行われているか 既存流通とは異なるビジネスモデルを構築しているか
定着性	輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか 他の輸出国と差別化するためのプランディングができているか
波及効果	日本の農林水産物・食品の拡大に繋がる取組となっているか 農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか

結果発表

審査結果は受賞者へ直接通知します。また、令和元年10月頃にプレス発表するとともに、併せて公益財団法人 食品等流通合理化促進機構のホームページでも公表します。なお、公表の際は、受賞者の連絡先(代表者・受賞者の住所・担当者)も併せて公表をいたします。

表彰式

東京都内において、令和元年11月末～12月初旬頃(予定)に賞状を授与する表彰式典を実施いたします。
※表彰式典に参加される方1名分の会場までの旅費は事務局が負担いたします。

その他

表彰された取組は、当機構ホームページと農林水産省ホームページにおいて広く公表するとともに、農林水産省が実施等をする食品関係のセミナー、シンポジウム等で広く公開、普及いたします。なお、審査結果発表後に重大な法令違反等が明らかになった場合は表彰を取り消す場合もあります。

応募にあたり、農林水産省のGFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)への登録(無料)が必要となります。下記のアドレスより登録をお願いします。
<http://www.gfp1.maff.go.jp/>